

- TOP I X
- 5月 税務カレンダー
- 事業承継税制
- 自計化支援業務

発行：税理士法人永田会計
主要税務チーム

熊本市中央区坪井6丁目23番3号

TEL 096-345-6211/FAX 096-345-5371

Mail : nagata.s-kumakei@kxa.biglobe.ne.jp

HP : <http://www.taxnagata.com>



TOP I X

5月に入り、暖かい日が続いており、連休はご予約を計画されている方もいらっしゃると思います。事故のないように過ごされてください。第4回のテーマは、事業承継税制です。事業の将来性に対する不安や、後継者不足などの問題により、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しい状況になっています。そこで税制面から中小企業の事業承継を支援することを目的として設けられた制度が事業承継税制です。

~~~~ご存知でしたか??~~~~



## 税務カレンダー

### 5月 皐月

10日  
源泉税納付期限

31日  
3月決算法人の確定申告期限  
H30年9月決算法人中間申告  
消費税・地方消費税中間申告

個人住民税の特別徴収税額の通知書が送付されます。

## 事業承継税制

事業承継税制は、一定の要件のもと、非上場株式等を贈与または相続された場合に納税猶予を認める制度ですが、10年間の特例措置として従来の要件等を大幅に緩和する内容となっています。主な見直し項目は、以下のとおりです。

- 猶予対象株式の制限撤廃（議決権株式の全てが対象）
- 納税猶予割合の引上げ（80%から100%へ）
- 雇用確保要件の緩和（要件を満たせない場合でも書類提出により猶予継続）
- 適用対象者の拡大（複数の株主から最大3人への承継が可能）
- 経営環境の変化に対応した減免制度（一定の要件を満たせば減免が可能）

特例を受けるために認定経営革新等支援機関の指導等を受けた計画書が必要となります。

詳しい内容は、認定経営革新等支援機関である当事務所職員までお尋ねください。



## ～自計化とは？～

企業・個人事業主がパソコンを使って自分で会計ソフトにデータを入力することをいいます。

当事務所では、企業の黒字化に必要な不可欠な自計化を推進支援しています。経理担当者が適時適正に記帳できるように会計知識から会計ソフトの操作方法まで、丁寧に指導いたします。知識不足や経験がない場合でもお気軽にご相談ください。

## 自計化のメリット

- 経営状況がジャストインタイムで把握できる
- 今後の業績見通しを立てることができる（経営計画立案ができる）
- 資金繰りの状況を把握できる
- 金融機関に対する信用度が増す
- 毎日経理処理を行うことにより、ミスが減り資料の正確性が向上する



操作が簡単な無償ソフトから高度な管理会計まで対応できるソフトをご紹介します。  
（会計・出納帳・給与計算ソフト・工事原価管理など）  
詳しくは、職員までお尋ねください。

## お客様をご紹介ください！！

お友達やお知り合いの方などで  
「新規開業」「税理士の変更」を  
検討している方はいらっしゃいませんか？  
税務相談や経営計画、相続税申告もお任せください！！  
税理士法人永田会計に是非ご紹介ください。



### [編集後記]

“出逢いと別れの季節”が過ぎ、皆様のまわりでも様々な人間模様が繰り広げられていることと思います。

私はといえば、2018年の永田会計のスローガンにも掲げてある「挑戦から実績へ」を実現するために、“有酸素運動と出逢い脂肪と別れる”ことを決心しました。

“明日から…”、“明日から…”は禁句とし、自分に厳しく生きていこうと重い（思い）ます。  
皆様、応援よろしく申し上げます(笑)